

請求の範囲

- [請求項1] 1. 2 g / 100 ml ~ 32 g / 100 ml の中鎖脂肪酸トリグリセリド、及び
10 mg / 100 ml ~ 120 mg / 100 ml のカフェイン
を含有する、加熱殺菌済み容器詰め飲料。
- [請求項2] 中鎖脂肪酸トリグリセリドの量が2.4 g / 100 ml ~ 20 g / 100 ml である、請求項1に記載の加熱殺菌済み容器詰め飲料。
- [請求項3] 中鎖脂肪酸トリグリセリドにおける中鎖脂肪酸が、炭素数8の飽和脂肪酸及び／又は炭素数10の飽和脂肪酸である、請求項1又は2に記載の加熱殺菌済み容器詰め飲料。
- [請求項4] 加熱殺菌が、85℃で30分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法で行われたものである、請求項1～3のいずれか1項に記載の加熱殺菌済み容器詰め飲料。
- [請求項5] 無脂乳固形分が2質量%未満である、請求項1～4のいずれか1項に記載の加熱殺菌済み容器詰め飲料。